

北広島町豊平診療所
通所リハビリテーション利用料金表（介護予防）

[平成 31 年 4 月 1 日現在]

1 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

【料金表】

○基本報酬

要支援 1	17,120 円	要支援 2	36,150 円
-------	----------	-------	----------

○加算

種 類	利 用 料
運動器機能向上加算	(1 月につき) 2,250 円
リハビリテーションマネジメント加算	(1 月につき) 3,300 円
若年性認知症利用者受入加算	(1 月につき) 2,400 円
サービス提供体制強化加算 (I) イ 要支援 1 (H31 年 8 月分より算定)	(1 月につき) 720 円
サービス提供体制強化加算 (I) イ 要支援 2 (H31 年 8 月分より算定)	(1 月につき) 1,440 円
介護職員処遇改善加算 I (別途合計金額に加算)	4.7%

- ・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。
- ・要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。

2 介護保険給付対象外サービス

おむつ代	汚染、交換などでおむつを事業所でださせて頂いた場合おむつ代が必要になります。	紙オムツ (1 枚) 151 円 はくパンツ (1 枚) 151 円 パット (1 枚) 27 円 ビッグパット (1 枚) 43 円
日常生活品費	サービス利用中に使用された生活品費について請求します。	清拭タオル 21 円
作業材料費	希望により個別で作業を行う場合、材料代として請求します。(希望される材料により費用は異なります。)	実費